



「変革 2027」の実現に資する就業規則等の改正について 提案を受ける！ その1

これまで「変革 2027」の実現に向けて、業務改革、働き方改革、職場改革の3つの改革に取り組むとともに、組織再編及び柔軟な働き方の拡大等により融合と連携を進め、構造改革を着実に進展させてきた。このような状況を踏まえ、社員一人ひとりの意欲やチャレンジにより一層応えることで社員の成長を後押しし、「変革 2027」の実現に向けた取組みをさらに加速できるようにするとして、就業規則等の改正について提案を受けました。

期末手当における成績率(増額)の見直し

●業務上の成果や社員の成長をしっかりと評価し、処遇への反映をよりメリハリあるものとするため、期末手当における成績率(増額)を見直す

※人事評価の仕組みは変わらない。

現行
15 / 100 増
10 / 100 増
5 / 100 増



改正
30 / 100 増
25 / 100 増
20 / 100 増
15 / 100 増
10 / 100 増
5 / 100 増
3 / 100 増

勤務成績が極めて優秀な者に適用することがある

キャリア加算の発展的解消

及び初任給の引上げ

- キャリア加算を廃止する
- 融合と連携などによる多様な業務への従事が進みつつあることからキャリア加算の適用対象者のうち、未適用者の基本給に2,000円を加算
- エリア職社員及び医療社員の初任給額を2,000円引き上げる
※キャリア加算分が基本給に含まれる。基本給の考え方は変わらない。

一部現業機関における労働時間・休日制の変更

●融合と連携により現業機関と企画部門との垣根がなくなっていることなどを踏まえ、常例日勤が主体となっている現業機関については、さらに生産性を向上することを前提に企画部門と同様にする

メンテナンスセンターは技セの一部なので適用。派出も対象

●日勤勤務においても、これまでの組み合わせ勤務を

可能とするため、変形勤務の労働時間数等に10分を加えた勤務種別を使用可能とする

対象箇所	設備技術センター	
	技術センター	
現行	工事区	
	1日の労働時間 (年間総労働時間)	休日制 (年間休日数)
7時間30分 (1,882時間30分)	第2種特別休日制 (114日)	
7時間40分 (1,863時間00分)	第1種特別休日制 (122日※)	

※特休数を年間70日と仮定

宿直勤務など10Hと5Hの組み合わせ勤務は、10H+α、5H+αとなる

日直・宿直手当の増額

●これまでの賃金引上げの状況、法令の基準を勘案して増額

1,000円UP

職名等	1回あたり支給額	
	現行	改正
医師	11,500円	12,500円
薬剤師の業務を行う者	6,200円	7,200円
その他の社員	5,600円	6,600円

テレワークの取扱いの見直し

●移動時間の取扱いについて、就業規則第81条も鑑みて、労働時間に算入しないと明確化する

